

(参 考 訳)

2024年2月1日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「気候関連コミットメント (IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発資産』)」  
に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「気候関連コミットメント (IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発資産』。以下『IAS 第 37 号』という。)」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」又は「IFRS-IC」という。）の 2023 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、アジェンダ決定案（以下「TAD」という。）の分析及び委員会が基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定したという結論に同意する。我々は、TAD の分析は、IAS 第 37 号にしたがって引当金を認識すべき時期を理解する上で、幅広い利害関係者に役立つと考えている。
3. 前項の結論に至るにあたり、一部の利害関係者は、企業のコミットメントに関連する事実及び状況は、TAD に示された事実パターンほどには単純明快ではない場合があるため、企業が推定的義務を有するかどうかを決定するプロセスはより複雑になる可能性が高いと指摘した。
4. 別の利害関係者は、過去の事象の結果として企業が現在の義務を有するかどうかの判断について、2023 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論のためのアジェンダ・ペーパー2にある最低賃金の支払の例の方が、幅広い利害関係者が TAD の思考プロセスを理解するのにより良い例かもしれないと指摘した。
5. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長

